

単 価 契 約 書

1. 件 名 令和8年度臨時カウンセリング（単価契約）
2. 履行場所 九州地方整備局管内
3. 契約期間 自 令和 8年 月 日
至 令和 9年 3月31日
4. 契約代金 別紙のとおり
5. 契約保証金 免除

上記業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって、公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者・受注者双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所

氏 名

受注者 住 所

氏 名

(総 則)

第1条 受注者は、別冊仕様書に基づき頭書の契約代金額（以下「契約代金」という。）をもって頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）において、契約を履行しなければならない。

- 2 前項の規定により仕様書に明示されていないものがあるときは、その都度発注者と受注者とが協議して定める。

(権利業務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(再委託の事前承諾義務)

第4条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(履行体制の把握)

第5条 受注者は、第4条の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第6条 この契約書に定める催告、指示、請求、通知、報告、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に

行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(担当職員)

第7条 発注者は、受注者の業務の履行について自己に代わって指示及び履行の確認を行う担当職員を定め、書面によりその官職氏名等を受注者に通知するものとする。これを変更したときも同様とする。

(担当責任者)

第8条 受注者は、業務の実施を管理する担当責任者を定め、書面によりその氏名等を発注者に通知しなければならない。担当責任者を変更したときも同様とする。

- 2 担当責任者は、この契約の履行に関する管理、運営を行うほか、この契約書に基づく受注者の権限（契約金額の変更、履行期間の変更、契約金額の請求及び受領、次条第2項、第4項及び第5項に係る権限並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを担当責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により発注者に通知しなければならない。
- 4 現場作業員は、担当責任者からの指示に従い業務を行うものとする。

(措置請求)

第9条 発注者は、担当責任者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受理した日から10日以内に書面により発注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、現場作業員で業務の処理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受理した日から10日以内に書面により発注者に通知しなければならない。

- 5 受注者は、担当職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 6 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受理した日から 10 日以内に書面により受注者に通知しなければならない。

(庁舎等の使用)

第 10 条 発注者は、この契約を履行するために必要な場合は、庁舎及び機器等（以下「庁舎等」という。）の一部を受注者に無償で使用させるものとする。

- 2 受注者は、善良な管理者の注意をもって庁舎等を使用しなければならない。
- 3 受注者は、故意または過失により庁舎等を滅失し、若しくは棄損したときは、発注者の指定した期間内に原状に復し、又は、損害を賠償しなければならない。
この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(損害賠償の負担等)

第 11 条 業務の処理に関し損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が発生したときは、当該損害額を受注者が負担しなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合における発注者と受注者との負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(履行検査)

第 12 条 受注者は毎月の業務を完了したときは、設計図書に定めるところにより、発注者に対して業務履行に関する報告書を提出しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による提出を受けたときは、提出を受けた日から 10 日以内に業務の履行を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を書面により受注者に通知しなければならない。

(契約代金の支払い)

第 13 条 受注者は、前条第 2 項の規定による通知に基づき、当該 1 箇月分をとりまとめ、発注者に契約金額の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に請求金額を支払わなければならない。
- 3 発注者が、その責に帰すべき理由により、前条第 2 項に規定する期間内に検査をしないとき

は、その期限を経過した日から検査した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。

この場合において、当該遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（臨機の措置）

第14条 受注者は災害防止等のために特に必要と認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置について、遅滞なく担当職員に報告しなければならない。

3 第1項の措置に要した経費のうち発注者と受注者とが協議して、契約代金額に含めることが不相当であるとされた経費は、発注者がこれを負担するものとする。

（適正な履行期間の設定）

第15条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（業務内容の変更等）

第16条 発注者は必要がある場合には、業務の内容を変更し又は業務を一時中止することができる。この場合において契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。損害賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（契約不適合責任）

第17条 発注者は、業務の内容が契約不適合であるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の

減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の催告による解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 第8条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
- 四 正当な理由がなく、第17条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第2条の規定に違反したとき。
- 二 この業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- 三 受注者が業務完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 第21条又は第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

九 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方と

していた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第18条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 1 第16条の規定により業務の内容を変更したため、契約代金が3分の2以上減少したとき。
- 2 第16条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第23条 第21条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- 二 この業務内容に契約不適合があるとき。
- 三 第18条又は第19条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額（この契約締結後、契約単価の変更があった場合には、変更後の契約単価に予定数量を乗じて得た額）と支払額（業務の既済部分について、その部分につき契約の目的が達成されたと認められるときは、既済部分に相当する金額を含む）のいずれか大きい額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約期間満了後においては、上記「契約単価に予定数量を乗じて得た金額（この契約締結後、契約単価の変更があった場合には、変更後の契約単価に予定数量を乗じて得た額）と支払額（業務の既済部分について、その部分につき契約の目的が達成されたと認められるときは、既済部分に相当する金額を含む）のいずれか大きい額」を、「支払済額」とよみかえるものとする。

一 第18条又は第19条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

二 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

三 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

四 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

五 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

六 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第一号に規定する刑が確定したとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により同項各号が第2項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第一号の場合においては、発注者は、契約代金から既履行部分に相応する契約代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3%の割合で計算した額を請求することができるものとする。

（受注者の損害賠償請求等）

第25条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第21条又は第22条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第13条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（違約金の徴収）

第26条 受注者が、この契約に基づく違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者

は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金支払の日まで年3%の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金支払額とを相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3%の割合で計算した額の延滞金を徴収するものとする。

(契約不適合責任期間等)

第27条 発注者は、完了した業務内容に関し、第12条第2項の規定による検査の完了通知を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、請負代金額の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、業務の完了検査の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第28条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の取扱い)

第 29 条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

6 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

7 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去などの別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

8 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(契約外の事項)

第 30 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。